

日進市地域ケア会議の運営に関する要領

平成28年3月11日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、日進市地域ケア会議設置要綱(平成27年日進市要綱第65号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、日進市地域ケア会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 要綱第3条に規定する地域包括ケア検討会議に次に掲げる部会を置く。

- (1) 生活支援体制整備に関する検討部会
- (2) 在宅医療・介護連携に関する検討部会

(生活支援体制整備に関する検討部会)

第3条 生活支援体制整備に関する検討部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 生活支援コーディネーターの配置
- (2) 日進市市生活支援体制整備協議体(以下「協議体」という。)の設置及び運営
- 2 生活支援コーディネーターは、特定非営利活動法人、社会福祉協議会等の多様な主体による取組の調整及び地域における一体的な活動を推進するために次に掲げる取組を行うものとする。
 - (1) 資源開発
 - ア 支援体制の把握
 - イ 地域に不足するサービスの創出
 - ウ サービス及び支援の担い手の養成
 - エ 元気な高齢者等が担い手として活動する場の確保
 - (2) ネットワークの構築
 - ア 関係者間の情報の共有
 - イ サービス提供主体間の連携の体制づくり
 - (3) ニーズ及び取組とのマッチング
 - ア 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング
 - イ サービス提供主体の活動ニーズと活用可能な地域資源のマッチング

3 協議体は、生活支援等サービスの体制整備に向け、多様なサービス提供主体間の情報の共有、連携及び協働による資源開発等を推進するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活支援等サービスの体制整備についての情報の共有及び連携に関すること。
- (2) 生活支援コーディネーターの組織的な補完に関すること。
- (3) その他生活支援等サービスの体制整備に関すること。

4 生活支援体制整備に関する検討部会は、委員20名以内で組織し、次に掲げる関係機関を代表する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉法人の職員
- (2) 地域住民組織の関係者
- (3) 民生・児童委員の代表者
- (4) シルバー人材センターの職員
- (5) ボランティア団体
- (6) 福祉・介護関係機関の職員
- (7) 生活支援コーディネーター
- (8) その他市長が必要と認めた者

(在宅医療・介護連携に関する検討部会)

第4条 在宅医療・介護連携に関する検討部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 地域の医療・介護の資源把握に関する事。
- (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討に関する事。
- (3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進に関する事。
- (4) 医療・介護関係者の情報共有の支援に関する事。
- (5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援に関する事。
- (6) 医療・介護関係者の研修に関する事。
- (7) 地域住民への普及啓発に関する事。
- (8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携に関する事。

2 在宅医療・介護連携に関する検討部会は、委員20名以内で組織し、次に掲げる関係機関を代表する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療機関等の関係者
- (2) 福祉・介護関係機関の職員
- (3) その他市長が必要と認めた者

(部会の構成員)

第5条 各部会の委員(以下「部会委員」という。)の一部は、地域包括ケア検討会議の委員の中から会長が指名する。

2 各部会に部会長及び副部会長を置く。部会長は、部会委員の互選により定め、副部会長は、部会委員のうちから部会長が指名する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 各部会は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求めることができる。

6 委員に対する謝礼は、報償金として予算の範囲内で支給する。

(部会の会議)

第6条 各部会は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 各部会は部会委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長

の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 地域包括ケア検討会議は、必要に応じ関係者を出席させ、生活支援体制整備及び在宅医療・介護連携に関する説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 各部会の委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解任)

第9条 市長は、各部会の委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 委員の資格を失ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) その他職務を行うことが適当でないと認められるとき。

(庶務)

第10条 各部会の庶務は健康福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、各部会に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮り部会長が定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。